

川俣町新型コロナウイルス感染症対策本部からのお知らせ

令和2年6月15日発行 NO.7

【連絡先:川俣町役場 566-2111】

新型コロナウイルス感染症に対する緊急事態宣言が解除となりましたが、感染拡大防止の観点から下記イベントにつきましては、中止または、延期となりますので、皆様にお知らせします。

○ 次のイベント等は中止または、延期します

イ ベ ント 等 名	内 容	開 催 日 時	問い合わせ先	会場名
第47回川俣ロードレース大会	中止	6月21日(日)	川俣町体育館 024-565-3931	中央公民館
おはなしのへや	中止	6月27日(土)	中央公民館 024-565-2434	中央公民館
第31回川俣町青少年の主張大会 (開催方法を変更して行います)	中止	6月27日(土)	中央公民館 024-565-2434	中央公民館
消防協会川俣支部幹部会	中止	6月28日(日)	総務課 消防交通係 内線 1052	中央公民館
かわまたファミリー劇場	延期	7月4日(土)	中央公民館 024-565-2434	中央公民館
河川清掃	中止	7月5日(日)	町民税務課 生活環境係 内線 1307	町内
からりこフェスタ	中止	8月14日(金)	産業課 商工交流係 内線 1504	中央公民館
コスキン・エン・ハポン2020	中止	9月19日(土)~21日(月)	中央公民館 024-565-2434	中央公民館

○ 町施設等の利用再開についてのお知らせ

下記の施設等は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、当面の間、利用を休止しておりましたが、利用を再開しましたので、お知らせします。

なお、発熱や体調不良などの症状がある場合には、利用をご遠慮ください。また、当面の間はマスクを着用し「密閉・密集・密接」の3密を避けるようお願いいたします。

※ マスクの着用について

◎「熱中症」に注意をしてください。

◎マスクを外す場合及び、競技・種目では、飛沫の飛散対策について施設長と検討・協議をし、ご利用願います。

施 設 名	再 開 時 期	問い合わせ先
おしまふるさと交流館(体育館も含む全施設)	6月1日(月)	川俣町中央公民館 024-565-2434
川俣町体育館、川俣町合宿所	6月1日(月)	川俣町体育館 024-565-3931
川俣町福沢体育館	6月1日(月)	川俣町体育館 024-565-3931

帰国者・接触者相談センターにご相談いただく目安

【問い合わせ先:帰国者・接触者相談センター TEL0120-567-747(24時間受付)】

○ 少なくとも以下のいずれかに該当する場合には、すぐにご相談ください。

☆ 息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある場合。

☆ 重症化しやすい方(※)で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合。

※ 高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患等の基礎疾患がある方や、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方等。

☆ 発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合。

(症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。)

☆ 上記に該当しない場合の相談も可能です。

○ 妊婦の方は、念のため、重症化しやすい方と同様に、早めに御相談ください。

○ お子さんは、小児科医による診察が望ましく、帰国者・接触者相談センターやかかりつけ小児医療機関に電話などで御相談ください。

※ この目安は、相談・受診する目安です。これまで通り、検査については医師が個別に判断します。

新型コロナウイルス感染症に伴う各種支援について（中小・小規模事業者向けの各種支援）

【問い合わせ先：産業課 商工交流係 内線：1505】

○「広報かわまた 6 月号」の掲載内容に誤りがあったので、改めてお知らせいたします。

名称	支援内容	対象者
資金繰り支援	信用保証料の 1 / 2	売上高等前年同月比 5 % 以上減少した小・中規模事業者
雇用維持給付金	詳細が決まり次第、町ホームページ等で改めてお知らせいたします。	
事業維持等給付金 ※申請期間は、 6 月 30 日（火） までです。	○事業維持給付金 賃貸（建物）：一律 40 万円 自己所有：一律 15 万円 ○売上維持給付金（上乘せ） 売上維持等の取組：一律 10 万円	飲食店等の対象業種を営む小規模事業者（従業員 5 人以下）で、令和 2 年 3 月～5 月の売上が前年同月比 15 % 以上の減となる事業者

川俣町役場建設水道課水道室からのお知らせ

【連絡先：建設水道課水道室 内線：1604】

※このページは、下表の地区にお住まいで、かつ町の水道を使用している方へのお知らせになります。



この度の水道水の濁水については、皆さまにご迷惑をおかけしております。
6 月 10 日現在、濁水は概ね解消に向かっておりますが、一部の地域では、宅内の水道管等に溜まったさびの粒子が浴槽等に流れ出る可能性があります。その場合、しばらく水を流してからご使用ください。

また、水質検査の結果、水質に異常が無いことを確認しておりますので、さびなどが見られない場合は飲用水としてご利用いただけます。

詳しい内容については、町ホームページに掲載しておりますので、ご覧ください。

6 月分の水道料金の減免のお知らせ

濁水の発生した下表地域にお住まいの使用者様の 6 月分水道料金につきましては、今月の使用量に関わらず、令和 2 年 5 月分（4 月使用分）の水道料金の 2 分の 1とさせていただきます。

なお、水道料金のお知らせ票につきましては、郵送にて送付させていただきますので、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

○ 対象地域一覧表

旧町内	全域	
小綱木	反田、梅ノ口、樋ノ口、中戸ノ内、上戸ノ内、道耕地	
飯坂	下谷沢、古中道、合ノ内、西光寺、前壁沢、中道、的板田、八幡、八反田、米子田、壁沢、落合	
東福沢	熊ノ宮、双六、池ノ入、池ノ入山、兎田、万所内	
鶴沢	油田、川端、京田、笛田、地震木、村社前、伊豆後、中田、梅窪、餅石、細越、細入、鹿野	

水道メーター交換の事前調査の延期のお知らせ

有効期限が満了となる水道メーターの交換における事前調査について、6 月中の実施を「広報かわまた 6 月号」でお知らせしておりましたが、対象地域に関わらず、7 月 1 日（水）～31 日（金）に延期させていただきます。なお、水道メーター交換作業については、10 月～12 月頃を予定しております。

5. イベント開催制限の段階的緩和

時期	収容率		人数上限	お祭り、屋外フェス等	
6月1日～ 6月18日	屋内	50%以内	100人	全国的、広域的なものは、不可	地域の行事または、特定の地域からの来場が見込まれ、人数を管理できるものは可
	屋外	十分な間隔 ※できれば2m	200人		
6月19日～ 7月9日	屋内	50%以内	1,000人		
	屋外	十分な間隔 ※できれば2m	1,000人		
7月10日～ 7月31日	屋内	50%以内	5,000人		
	屋外	十分な間隔 ※できれば2m	5,000人		

注意点

- ・ 上限人数に満たないイベントでも、イベントの形態や場所によってリスクが異なることに十分注意する。密閉空間での大声の発声、歌唱、声援、近い距離での会話が想定される場合は慎重に開催すること。
- ・ イベントの主催者は、参加者の名簿を作成して連絡先等を把握することを検討すること。

6. 外出自粛の段階的緩和（県をまたぐ移動等）

時期	県をまたぐ移動等	観光
6月1日～ 6月18日	5月25日に緊急事態宣言が解除された5都道県（北海道、埼玉県、東京都、千葉県、神奈川県）との不要・不急の往来はできるだけ控える	県外からの観光客の呼び込みは控え、県内観光から取り組む。 観光地では人と人との間隔を確保。
6月19日～ 7月9日	可 能	可 能
7月10日～ 7月31日		県外からの観光客の呼び込みを実施。 観光地では人と人との間隔を確保。

※ 地域の感染状況や感染拡大リスク等について評価しながら段階的に緩和していきます。

自立支援医療費受給者証（精神通院医療）をお持ちの方へ

【問い合わせ先：保健福祉課 地域福祉係 内線：1404】

- 令和2年3月1日（日）～令和3年2月28日（日）までの間に、受給者証の有効期限が満了する方
全員の有効期間を1年延長します。

※ 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、医師の診断書を取得することを目的に、医療機関を受診することを避けるための期間限定の取扱いです。

- 更新の手続きは不要となり、現在お持ちの受給者証は、記載された有効期間満了後から1年間引き続き有効となりますので、そのままお使いください。
- すでに更新手続きが済んでいる場合は、特に対応は必要ありません。
- 変更手続きは従来どおり必要です。（住所、保険証、自己負担上限額、医療機関の変更）

防災行政無線 放送文

川俣町新型コロナウイルス感染症対策本部からのお知らせです。

新型コロナウイルス感染症は今後も感染拡大の危険があります。

引き続き、気を緩めずに感染症予防に努めましょう。

マスクの着用、手洗い、人と人との距離をとるなどの新しい生活様式を取り入れましょう。

感染者の多い地域やクラスターが発生している場所への不要不急の外出は、控えましょう。



福島県の新型コロナウイルス感染拡大防止対策について

【問い合わせ先：保健福祉課 健康増進係 内線：2202】

5月25日に5都道府県（北海道、埼玉県、東京都、千葉県、神奈川県）の緊急事態宣言が解除されたことにより全都道府県の緊急事態宣言が解除されました。しかし、感染流行の第2波が予測されることから、引き続き気を緩めることなく今後も感染状況を見ながら、感染拡大の予防に努めましょう。基本的な手洗い・手指消毒、マスクの着用、など衛生習慣の持続や3つの密（密閉、密集、密接）を避け、さらに「新しい生活様式」を日常生活に取り入れて、一定の期間を設けて外出の自粛や施設の使用、イベントの開催等を緩和していきます。

1. 区域：福島県全域

2. 期間：令和2年6月1日（月）から7月31日（金）まで県内の感染状況や感染拡大リスクを踏まえながら3週間ごとに段階的に緩和。

- ① 6月 1日（月）から6月18日（木）
- ② 6月19日（金）から7月 9日（木）
- ③ 7月10日（金）から7月31日（金）

3. 日常生活の各場面別の生活様式（実践例）

- ① 買い物
 - ・一人または、少人数ですいた時間に。
 - ・サンプルなど展示品への接触は控える。
 - ・レジに並ぶときは、前後にスペースをとる。
 - ・計画を立てて素早く済ます。
 - ・通販の利用。
 - ・電子決済の利用。
- ② 娯楽、スポーツ等
 - ・公園はすいた時間、場所を選ぶ。
 - ・ジョギングは少人数で。
 - ・予約制を利用してゆったりと。
 - ・歌や応援は、周囲との十分な距離をとるかオンラインの活用。
 - ・筋トレやヨガは自宅で動画を活用する。
 - ・すれ違うときは距離をとるマナーを。
 - ・狭い部屋での長居はしない。
- ③ 公共交通機関の利用
 - ・会話は控える。
 - ・混んでいる時間帯は避ける。
 - ・徒歩や自転車利用も併用する。
- ④ 食事
 - ・持ち帰りや出前、デリバリーも利用。
 - ・時には、屋外空間で気持ちよく。
 - ・料理に集中して、おしゃべりは控えめに。
 - ・対面でなく横並びで座る。
 - ・お酌、グラスやお猪口の回し飲みはしない。
 - ・大皿は避けて、料理は個々に分ける。
- ⑤ 冠婚葬祭などの親族行事
 - ・発熱や風邪の症状がある場合は参加しない。
 - ・多人数での会食は避ける。

4. 施設に応じた感染拡大を予防する工夫（例）

	スーパー等	図書館・美術館	対人サービス業	学校・学習塾	飲食店
密接	入場人数、滞在時間の制限		滞在時間の制限	少人数で滞在時間の制限	入場人数、滞在時間の制限
密集	レジなどで間隔を空ける。	四方を空けた席配置 展示配置の工夫	四方を空けた席配置	四方を空けた席配置	座席間隔に留意・真正面は避ける
密閉	頻繁な換気（窓開け、扇風機）				テラス席利用 2方向換気
衛生対策 その他	対面する場でのビニールカーテン等の設置 対面機会を避ける				
	入場時手指衛生			こまめな手洗い	入場時、手指消毒
	共用物品・設備の消毒（デイスポの利用も）キャッシュレス				
	（滞在時間が長い場合）入場時体調チェック				
	従業員の衛生対策・3密対策・休憩や食事の分散				